



市民参加・参画によるまちづくり

豊中市の市民投票制度

市民参加・参画によるまちづくりを進めています

市民の声

意見交換会

市民アンケート

モニター
制度

豊中市では、市民のみなさんの参加・参画によるまちづくりをすすめるために、市政運営の様々な場面に、参加・参画の制度や機会を設けています。

市民投票制度は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼす事項に関して、これらの市民参加・参画による議論を経ても、なお、意見が二分しているときに、市民の皆さんが、直接意思を表明できる制度です。

市民会議

意見公募手続
(パブリックコメント)

審議会等における市民委員
の公募

お問い合わせ

豊中市役所 政策企画部 企画調整課

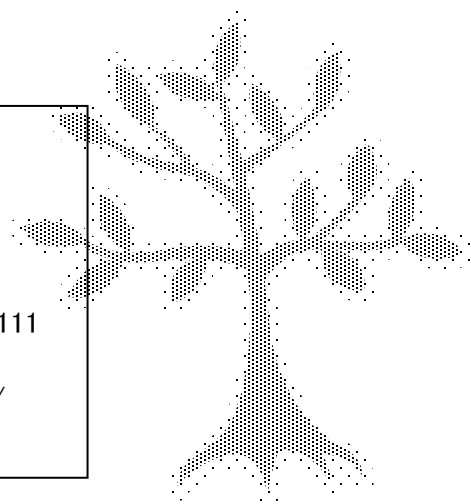
〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1

電話:06-6858-2084 ファクス:06-6858-4111

メール:kikaku@city.toyonaka.osaka.jp

ホームページ:http://www.city.toyonaka.osaka.jp/

平成21年(2009年)3月



豊中市には、将来にわたって市に重大な影響を及ぼす事項について、市民が直接意思を表明する制度として、市民投票制度があります。

これは、豊中のまちの事を決めていく主体は市民であるとの理念と、まちづくりを進めるための基本的なルールや考え方を定めた「豊中市自治基本条例」に基づく、市政運営への市民参加・参画を進めるための具体的な制度の一つです。



市民投票制度とは？

平成 19 年に施行された「豊中市自治基本条例」の制定過程において、

「市民は、市の意思決定を議会に、これに基づく行政運営を市長に、それぞれ信託している。しかし、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関しては、自らの意思を直接表明するため、条例を定めて『住民投票』を実施するように求める権利があると考えられる。したがって、この市民の権利を強く保障するために、予め定めた実施要件を満たす請求があった場合は、住民投票を必ず実施する制度を設けておくことが望ましい。」

との考えが示され、市民参加・参画に基づく市政運営を進めていくための仕組みとして、市民投票制度が規定されました。

この規定に基づいて、市民投票制度を具体的に実施していくために必要な、請求・投票資格者の範囲、市民投票に付することができる事項などを、「豊中市市民投票条例」に定めています。

市民投票の対象事項

市民投票を実施することができる事項とは、市及び市民全体に利害関係がある事案で、市民が直接その賛否を表明する必要があると認められるような、市の将来を左右するような重大な事項です。

(例)

1. 市の合併や名称変更など、市の存立に関わる事項
2. 市民の利益や権利に深く関わり、市民の意見が二分するような事項（産業廃棄物処理施設の設置等）
3. 大規模なイベントや事業の実施の是非

なお、以下の事項については、市民投票の対象から除外します。

- A. 市の権限に属さない事項（市の意思として明確に表示しようとする場合は除く）
- B. 議会の解散や市長の解職など、法令の規定に基づいて投票を行える事項
- C. 市の組織、人事又は財務など、市の内部管理に関する事項
- D. 地域性が明確である、様々な選択肢が考えられる、多数決で決定することが適当でない、お金の給付や徴収に関わるなど、賛否を問うことについて、明らかに適当でない事項

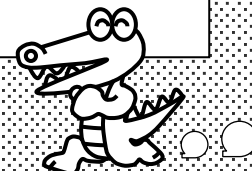
投票した結果は どうなるの？

市議会と市長は、その結果を尊重することと定められています。その結果を踏まえて、市政運営を行っていきます。



請求や投票が できる対象者は？

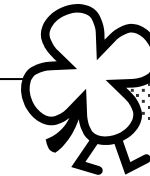
市に 3 ヶ月以上在住している、18 歳以上の市民が対象者となります。外国人の方も含まれています。広くみなさんの意見を聞くための制度であることから、通常の選挙よりも対象者を広くしています。



どうやって 請求するの？

最初に、請求の代表者である人を確定するため、その証明書の交付申出をします。あわせてどのような事案について市民投票を行いたいのかを記載した、市民投票実施請求書も提出し、市民投票の対象となるかを審査します。

どちらも満たせば、請求代表者証明書が交付され、署名の収集を 31 日間行い、請求資格者の 6 分の 1 以上集まれば、市民投票の実施を請求（本請求）できます。



投票は、どのように なっているの？ 選挙と同じ？

選挙に準じたものとなっています。点字投票、代理投票、期日前投票、不在者投票など、基本的な投票方法は同じです。



～ 投票の流れ ～

請求代表者証明書の交付申出

市民投票に付す事案等を記載した市民投票実施請求書を添えて申出を行います。請求代表者は、請求資格者でなければなりません。

請求代表者証明書の交付

申出が適正であると確認されたとき、請求代表者証明書が交付されます。

署名の収集活動

請求代表者証明書が交付されてから、31 日間で署名を収集します。

署名簿の提出、審査、縦覧

署名収集が完了したら、署名簿を提出します。選挙管理委員会が、署名の審査、署名簿の縦覧を行い、有効な署名の数を確認します。

市民投票の本請求

6 分の 1 以上の署名があれば、市民投票の実施を請求できます。請求を受理したときは、市は、その内容を広く市民に公表します。

市民投票の実施

市民投票を実施します。期日前投票、代理投票など、一連の投票手続きは、選挙に準じて行います。

投票結果の告示、通知

投票の結果を公表するとともに、請求代表者と市議会議長に通知します。

投票結果の尊重 市政への反映

